核兵器廃絶をめざす日本NGO市民連絡会(通称:核兵器廃絶日本NGO連絡会) 規約

2010年4月5日策定 2012年10月10日改訂 2015年2月16日改訂 2018年2月23日改訂 2020年1月23日改訂

2021年5月6日改訂

2023年5月17日改訂

2023年11月2日改訂

2024年6月6日改訂

第1条 名称

本会は、核兵器廃絶をめざす日本NGO市民連絡会(通称:核兵器廃絶日本NGO 連絡会)と称する。

第2条 所在地

本会の所在地を次のとおりとする。 神奈川県川崎市(以下略)

第3条 目的

本会は、核兵器廃絶を目的とし、その実現のために、以下の課題に協力して取り組む。

- 1. 核兵器禁止条約の普遍化と完全履行を含む核兵器廃絶のための世界的な制度の構築と履行、ならびに核兵器禁止条約への日本の速やかな署名・批准
- 2. 核兵器廃絶へのプロセスにおける安全保障政策上の核兵器の役割の縮小
- 3. 原子力の民生利用に対する核不拡散のための新しい手立て
- 4. 北東アジアにおける地域的非核・平和のシステムの構築

第4条 事業と活動

本会は、前条の目的に向けた事業として、以下の活動を行う。

- 1. 定期的な情報交換、意見交換
- 2. 政府および国会議員との意見交換会の開催
- 3. 前条の目的に資する行動であって、会員が行うと決めた活動。例えば、以下のような活動。
 - ①市民向けの行動
 - ②国会議員への働きかけ
 - ③国際的連携

活動にあたっては、その都度適切な実行体制を組むこととする。

第5条 基本原則

- 1. 本会の活動に参加する者は、第3条の目的に向けて、多様な団体・個人が幅広く連携することができるように、相互に尊重し協力し合う。
- 2. 本会の活動に参加する者は、その活動において、何人に対してもその信条、社会的 身分、性別、性的指向、人種、民族、障害の有無、年齢および学歴等の理由により、 差別や嫌がらせをしてはならない。

第6条 会員

- 1. 本会の目的に賛同し入会することを希望する者は、本規約を承諾したうえで、所定の方法により入会を申し込む。その上で、幹事の過半数の合意により、入会することができる。
- 2. 会員は、個人会員または団体会員とする。
- 3. 会員は、第7条で定める会費を支払わなければならない。会費を2年間連続で支払 わなかった者は、会員の資格を失う。会費を支払えない特段の事情のある者は幹事 に連絡するものとし、幹事はその過半数の決議により特例措置を行うことができる。
- 4. 会員は、いつでも、幹事のうち1名以上に申し出て、退会することができる。退会 する者は、会員であった最終年度までの会費を支払うものとする。
- 5. 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、第11条に定める総会の決議によって、当該会員を除名することができる。
 - ①この規約への重大な違反をしたとき。
 - ②本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 6. 地方支部から構成される全国組織などの場合、上部団体とその構成団体のそれぞれが入会を希望する場合には、それぞれが別個に入会を申し込むことができる。
- 7. 会員である団体の構成員が、個人として入会を希望する場合には、別個に入会を申し込むことができる。
- 8. 本会の会員でないが本会の目的を理解し賛同する者は、幹事の過半数の合意により、オブザーバーとして、メーリングリストや会議に参加し意見を述べることができる。
- 9. 本会は、会員または会員外から、アドバイザーをおくことができる。アドバイザー の役割には、活動に関わるテーマ設定、情報収集、対外発信に関する助言などが含 まれる。アドバイザーは、会員の意見をふまえ、共同代表が学識経験者等に要請す るものとする。

第7条 会費

本会の会員は、2024年度以降、以下に定める年会費を、前年度末までに支払うものとする。

個人会員 年3,000円

団体会員 年10,000円

第8条 会計

本会の会計は、会費収入および賛同金・寄付金等その他の収入によるものとする。

第9条 役員

- 1. 本会に、次の役員を置く。
 - ①共同代表 本会を対外的に代表する。2名から5名程度。うち1名を、会計担当の共同代表とする。
 - ②幹事 本会の運営全般を所掌する。2名から5名程度
 - ③会計係 本会の出納事務を処理し、帳簿、通帳を管理する。1名
 - ④監査役 本会の会計処理、資産状況、業務執行状況を監査する。1名
- 2. 役員は、個人会員、または、団体会員の構成員である個人から、選任する。
- 3. 役員は総会において、会員の互選により、出席会員の過半数の同意をもって選任する。
- 4. 役員の任期は1年とする。
 - ①ただし、再任を妨げない。
 - ②役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を果たさなければならない。

- ③役員が任期中にその職務を果たすことが困難になったときには、共同代表に申し出て、共同代表の過半数の承認により解任することができる。
- ④補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5. 役員が本規約に違反した場合、または本会の名誉を傷つける行為をした場合は、総会の議決により解任することができる。
- 6. 役員に欠員が出た場合、共同代表はその過半数の同意により、総会が開催されるまでの暫定的な後任者を選任することができる。

第10条 事務局

- 1. 本会に事務局をおく。事務局員は、会員による推薦に基づき、幹事が選任する。
- 2. 幹事は、事務局業務を他団体に委託することができる。この場合、その契約や履行につき、幹事は総会に報告する。

第11条 総会

- 1. 本会の総会は、年次総会および臨時総会とし、以下の通り開催する。
 - ①年次総会は、事業年度終了後すみやかに開催する。
 - ②臨時総会は、共同代表の半数以上が必要と認めたときに開催する。
- 2. 年次総会の招集は、共同代表2名以上が連名で行う。臨時総会の招集は、共同代表の半数以上が連名で行う。いずれの場合も、総会の議長は、幹事の中から互選された1名がこれにあたる。
- 3. 会員は総会において、各々1箇の表決権を有する。個人会員は1会員が1箇の表決権、団体会員は1団体が1箇の表決権を有する。
- 4. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または表決を議長に委任することができる。
- 5. 総会は会員の2分の1以上の者が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。但し書面または電磁的方法による表決書または議長への委任状をもって出席とみなすことができる。
- 6. 総会への出席および総会での表決では、同一人が個人会員と団体会員を兼ねたり、 同一人が複数の団体を代表したりすることはできない。
- 7. 議案の決議は出席会員の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8. 総会の決議事項および報告事項は、次の通りとする。
 - ①規約の変更
 - ②役員の改選または解任。役員の任期中に欠員が出た場合の補欠の選任
 - ③会員の加入および除名に関する事項
 - ④事業報告及び決算、事業計画および予算
 - ⑤解散
 - ⑥事務局の委託にかかわる事項
 - ⑦その他必要と認めた事項

第12条 総会の議事録

- 1. 総会の議事については、議長が次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ①日時および場所 (オンラインを含む)
 - ②会員の現在数および出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - ③開催目的、審議事項および議決事項
 - ④議事の経過の概要およびその結果

- ⑤議事録署名人の選任に関する事項
- 2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名が署名または捺印しなければならない。
- 3. 議事録は総会から3年間は事務局が保管し、会員の請求があったときは議事録を閲覧させなければならない。

第13条 例会

- 1. 本会の活動にかかわる方針や実務事項は、会員に開かれた例会において検討し決定する。
- 2. 例会は、幹事が招集する。例会は、月に1回の開催を原則とし、オンラインまたは対面で行われ、適切な形態を幹事が提案する。
- 3. 例会には、団体会員の構成員および個人会員が参加できるほか、第6条8項に定めるオブザーバーや、同9項に定める会員外のアドバイザーも参加することができる。
- 4. 団体会員である1つの団体から例会に参加する人数の制限は設けない。ただし、幹事が特段の事情を認めた場合にはこの限りではない。
- 5. 本会の活動にかかわる諸事項の決定においては、できるだけ議論により、異論、反対論を克服しコンセンサスを得るよう幹事が努力する。意見が分かれた場合の最終的な判断は、共同代表がこれを行う。
- 6. 幹事は、例会の運営について、事務担当者に委託することができる。

第14条 メーリングリスト

- 1. 本会は、メーリングリストをもつ。このメーリングリストは、会員間の情報交換や情報交換を密にし、例会における諸事項の検討や決定を補助する目的をもつ。
- 2. メーリングリストは、幹事が管理する。
- 3. メーリングリストには、団体会員の構成員および個人会員が参加できるほか、第6 条8項に定めるオブザーバーや、同9項に定める会員外のアドバイザーも参加する ことができる。
- 4. 団体会員である1つの団体からメーリングリストに参加できる人数の制限は設けない。ただし、幹事が特段の事情を認めた場合にはこの限りではない。
- 5. 本会は、例会を待つことのできない至急の諸事項について、メーリングリスト上の 議論により検討し決定することができる。その際には、できるだけ議論により、異 論、反対論を克服しコンセンサスを得るよう幹事が努力する。意見が分かれた場合 の最終的な判断は、共同代表がこれを行う。
- 6. 幹事は、メーリングリストの運営について、事務担当者に委託することができる。

第15条 声明

- 1. 本会が意見や意思を対外的に声明として出す場合には、例会またはメーリングリストにおいてコンセンサスを得たうえで、本会の名においてこれを行う。但し、時間的余裕や性質上、これができないときは、会員の意見をふまえて共同代表名で行うことができる。
- 2. 性質上、適切な場合には、賛同する本会の会員の連名により対外的な声明を出すことができる。

第16条 事業年度および会計年度

本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 剰余金の非分配

- 1. 本会は、剰余金の分配を行わない。
- 2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第18条 解散

本会の解散については、総会において会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

第19条 残余財産の処分

本会の解散時に有する残余財産は、総会の議決により、本会の目的である第3条に 掲げる活動あるいは関連する核兵器廃絶のための活動を行っている非営利団体に譲 渡する。

第20条 設立年月日

本会の設立年月日は、2010年4月5日とする。

(付)

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会 共同代表 名簿 2024年6月6日現在

足立修一 (住所略)

伊藤和子 (住所略)

大久保賢一 (住所略)

川崎哲 ※ (住所略)

田中熙巳 (住所略)

朝長万左男 (住所略)

※は会計担当